○佐久市・北佐久郡環境施設組合施設整備資金積立基金条例

令和２年 10 月 19 日条例第３号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４１条第１項の規定に基づき、佐久市・北佐久郡環境施設組合の施設整備事業及び施設解体事業に要する費用の財源に充てるため、佐久市・北佐久郡環境施設組合施設整備資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立金額）

第２条　毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（相殺のための処分）

第６条　組合長は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和４６年法律第３４号）第２条第２項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和４８年法律第５３号）第２条第２項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第２条第１項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第２条第１項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第４９条第２項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第４９条第２項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（組合が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

２　前項に規定する相殺をした場合には、相殺をした金額の現金を予算の定めるところにより計画的に基金に積み立てなければならない。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。